

公明
柳田委員長

共産

柳田委員長

新風

柳田委員長

自民

柳田委員長

新風

柳田委員長

自民

た。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。
、お願いします。

賛成する。

、お願いします。

この提案についても様々、議論をしたが、いわゆる国会の議院内閣制における時間配分の問題とは違うということは改めて議論したところである。ただ、これまでの慣例は二元代表制といっても実際には市長と議会の最大会派は符合することが多い。少数会派、無所属議員の機会を確保するという点では、これまでのやり方が全体としては議会の力をつけることにつながっていたのではないかと考え、今までどおりのやり方でよいと考える。

、お願いします。

これまで一貫して意見を述べさせていただいたとおり、やはり議会は言論を通じて物事を決めるということを考えると発言時間の確保はとても重要なことだと考える。の提案は議員一人当たりの発言時間が減少するということになるのでこの提案については反対させていただく。

それでは、提出会派である、お願いします。

には賛同いただき感謝する。今回、我が会派が提案させていただいたのは42人の議員全員に質問機会の均等を図るべきではないかという観点からである。また質問のタイムリー性を考え、二会期通算方式を廃止することにより時宜を得た質問が可能になると考え、提案している。

42人の議員が公平公正な選挙で有権者に選ばれているので全ての議員が質問の機会を均等に得るべきである。また時宜を得た質問を行なうことを可能にする提案である。公平公正の観点から、には再度、ご協議いただきたい。

。

現状でも質問の機会は平等であると理解している。そういう意味では現状どおりで全く問題ないと考える。

。

定例会における一般質問の期間は4日間である。そして一日当たりなるべく4

人以内で収めることとしている。この4日間でうまく進行が出来ているのは、我が会派が4日間でまとめようと事前に会派内で調整しているからである。会派内では公平公正に質問の機会が得られるようにしているが、42人全体を考えた場合、質問の機会は均等ではないと考える。少数会派の意見というのも理解するが、我が会派のように多数の市民の賛同を得ている会派の意見もご理解いただき、再度検討していただきたい。

柳田委員長

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな4の「(1) 議会基本条例の検討について」は、 から提案されたものでございますが、前回の協議では、 からは、「条例を制定する・制定しないを含め、検討することから調査・分析することには全く抵抗を感じていない」との意見、 からは、「先進事例としていろいろな議会を視察したが共通して言われることは議員の質を上げることが大事であるということである。我々は4年に1度の投票で質が問われる。条例を制定すると、各会派の考え方があって、1つにまとめるのは大変な時間と議論が必要となる。まずは各議員の質を上げるべきであると考え、反対する。」との意見、 からは、「賛成する」との意見があり、提出会派の からは、「議会基本条例をつくった議会においても、必ずしも作っただけでは順風満帆とは行かず試行錯誤しているというのも認識している。そういう意味で「検討」ということにしている。住民から議会がどう見られるかというのものもあるし、議会が二元代表制の一翼を担っているというのもあって議会とは何かを改めて考える機会にもなるかと思うので、我が会派はこの立場を続けたい。制定について反対かもしれないが、検討することについては是非、考えていただきたい。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

 から、お願いします。

自民

柳田委員長

前回と同様であるが、条例を制定する、制定しないの検討をすることについては賛成する。調査分析することから議会基本条例の検討を図るべきである。

 、お願いします。

公明

前回同様、反対する。議会基本条例ありきというより、議員の質を上げることが重要である。全国初の議会基本条例を制定した北海道栗山町のその後の動向を確認したところ、2007年の町議選に比べ2011年の町議選の投票率は5パーセント低下した。また前回の2015年は無投票であった。さらに町長選につ

いても2006年は3名が立候補して80.63パーセントの投票率であったが、2010年、2014年は無投票であった。必ずしも条例制定が市民の市政参加につながっていないという事実もある。また川口市は町会、自治会が先進的に発展している土壌がある。我々も新年会、総会等で市政を報告する場が多々ある。そういった場も市政報告の場として十分活用できると考える。敢えて条例策定に向けた動きが必要であると思わない。

柳田委員長

■■■■■、お願いします。

■■■■■
新風

これまでと同様、我が会派は議会基本条例の制定を提案しているので、検討について反対することは全くない。

柳田委員長

それでは、提出会派である■■■■■、お願いします。

■■■■■
共産

最大会派である■■■■■が検討に向けて前向きな姿勢であることは川口市議会にとっては大切なことであると思う。検討ということについては、異議はないと思っているので、■■■■■についても再度検討いただきたい。

柳田委員長

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(14)市議会ホームページの充実」は、■■■■■から提案されたもので、その内容は、①として、委員会視察報告を市議会ホームページに掲載する、②として、カレンダー情報の更新、③として、政務活動費の公開の3点であります。前回の協議では、■■■■■からは「①については、視察報告書を書く際には、視察で説明を受けた箇所のどこをピックアップするか、また視察を行なった所感についてなどは現在、委員長に一任されている状況であるのは周知の事実である。市議会ホームページに掲載するとなると委員長に一任して委員長のみの主観で行なっているものを客観性を担保するためにも、全委員が視察報告書を書くか、委員長が書いたものを視察に参加した全委員が確認して了承してからでないホームページに公開するのはいかがなものかと思う。すなわち、時間もかかり、情報の即時性という観点からも疑問がある。結論からすると①については現状のままでよいと考え反対する。②については、現在の市議会ホームページのカレンダーは平成26年から導入されたものと認識している。本日の会議という欄に会議名を表示させるために変更したものであり、事前にどのような会議が開催されるか市民に周知するためのものである。②についても、平成26年当初の考えを踏襲すべきと考え反対する。③については、会派で最も意見の別れたところである。残念ながら会派内で意見の一致をみていないので、③

については時間をいただいて本日は答弁を保留させていただきたい。」との意見、
からは、「①については、各委員会ごとの日程、視察先、主旨については公開してよいと考える。しかし、成果等まで入れるとなると大変負担がかかる。日程、視察先、主旨だけの公開であれば賛成する。②については、かつて改善した経緯があるので現状のままでよいと考え、反対する。③については、現状でも情報公開請求があれば領収書も含めて公開している。ホームページ上に全てを載せることは慎重に議論すべきと考え反対する。」との意見、からは、「賛成する」との意見がありました。また、から、①、②について文言修正をしたいとの発言がありましたので、まずはこの件について、からご意見を伺います。

我が会派は、川口市議会の活動が市民になかなか見えていないという点を危惧している。その点からホームページを活用すべきであると考えている。カレンダー情報についても現状ではほとんど埋まっていない。そのような状況だと市議会は何もしていないような誤解を市民に与えてしまいかねない。そういった主旨で市議会のホームページを充実させることを提案させていただいている。

また、政務活動費は市民の関心がとても高いところでもある。そういった面から各会派のご理解をいただきたい。

ただいま、からご意見をいただきましたが、①、②について文言修正はしないということではよろしいですか。

文言修正はしない。

①、②について文言修正はしないということで確認しました。

それでは、ただいまの発言を踏まえまして、各会派からご意見を伺います。
から、ご意見をお願いします。

文言修正をしないのであれば、前回申し上げたとおりである。

①についてであるが、視察報告書の内容は現在、委員長に一任されている。委員長の主観となっているのが現状であるので、ホームページに掲載するには委員会としての客観性を担保する必要がある。よって全ての委員が視察報告書を書くか、委員長が代表して書いたものを全議員が確認した上でないとホームページには掲載できないと考えている。情報の即時性が失われるという観点から、現状のままでよいと考え反対する。

②についてだが、平成26年のカレンダー機能導入時の考えを踏襲すべきであり、現状のままでよいと考え反対する。

③については前回の委員会以降も議論を続けてきたが、意見の一致を見ず、会派としての回答ができないのもう少し時間をいただきたい。

、お願いします。

新風

柳田委員長

新風
柳田委員長

自民

柳田委員長

公明

柳田委員長

共産

柳田委員長

新風

柳田委員長

共産

柳田委員長

前回と同様であるが、視察の内容までは負担も考えると載せるべきではない。日程、視察先、主旨については掲載してよいと考える。②のカレンダー情報については事務局の手配により、以前より改善されていると考える。現状では推移を見守るべきである。③については政務活動費についてはホームページで公開するとなると、特に領収書については発注先、取引先についても公開されることになるので敢えてそこまで載せる必要はないと考える。

、お願いします。

①、②、③については賛成する。

前回、から意見が出て、としてはその意見を受けて文言修正を用意するという事だと思っていたが、そこは委員が変わったということもあるので改めて検討いただきたいと思う。

委員長が報告をまとめることについては、常任委員会や特別委員会の委員長報告についても委員長がまとめて、議会で報告した内容がインターネットで配信されている。そもそも委員長は会派の代表というわけではなく委員会の長である。委員長が恣意的に主観で報告をまとめることはないという前提で、委員長として選ばれているということを見ると、視察報告書を委員長に一任することは特に問題ないと思う。

提出会派である、お願いします。

各会派からご意見をいただいたが、例えば①に関しては委員長が書いて全委員で確認するにしても、全委員がそれぞれ書くにしても何らかの形で報告を出すということなので、どのようにするかの詳細は一定の合意が出来てから詳細を詰めていけばよいと考える。

政務活動費についても同様で、我が会派も領収書の一枚一枚を公開することを提案しているのではなくて、どのように使われているのかを市民に報告するのが、税金を使って政務活動をする上で必要ではないかと提案しているところである。

各会派の意見を聞く限り、一定の公開に取り組む必要はあるということだと受け止めた。改めて検討いただきたい。

、お願いします。

先程、合意が出来たら内容を詰めるという話だったが、の意見だとこの内容では、賛成できないということなので、合意に向けた方向性が持てるのであれば、詳細について歩み寄りが必要である。

、お願いします。

公明

柳田委員長

我が会派としては委員会視察の日程のみであればホームページに掲載しても問題ないとする。

、お願いします。

自民

柳田委員長

先程も申したとおり、文言修正がないのであれば賛同できない。各会派の意見を尊重するのは大事であるが、やはり議会改革推進委員会なので、歩み寄れる部分は歩み寄って意見の一致を見るよう進めていただきたい。

ただ今、各会派からの意見をいただきました。今回につきましては文言修正しないということでしたが、各会派の意見が一致しそうな部分もありますことから、におきましては次回、再度、文言修正をされるかどうか、ご意見をいただきたいと思えます。

新風

柳田委員長

各会派からご意見をいただきましたので文言修正も含めて改めて検討する。

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。以上で、本日の協議事項は終了いたしました。ここで、事務局から新たに検討事項等提案票の提出を受けておりますので、ご報告いたします。資料を配付願います。

— 事務局資料配付 —

柳田委員長

それでは、提案内容を説明願います。

議事課長

それでは、大きな2の(10)として追加提案させていただきます「一般質問において、一問一答方式及び初回一括の2回目以降一問一答方式の場合、発言を終了した項目については、再度の質問、要望、意見等の発言はできないものとする。」につきまして説明させていただきます。

先般の12月定例会におきまして、一問一答方式で質問した場合、最後に既に大項目として終了している内容に触れることができるかということについて、各会派で解釈が分かれるという事態が発生いたしました。

一問一答方式を導入する際に、平成22年2月3日の議会改革小委員会において、運用上の取扱い等について事務局から提示させていただいた経緯がございます。その中に「初回一括の2回目以降一問一答方式の場合及び一問一答(大項目ごとに一問一答方式)の場合、質問を終了した項目については、再度の質問はできない」という項目がございました。

これは、「一問一答方式で質問している場合、質問が終わった大項目には、戻れないという考え方」ということで、提示させていただいたものでございます。

これをもとに、当時の小委員会においてご協議いただきましたところ、**■**の**■**から「大項目の1と2が関連するような場合などはどうかと思うが結構である」との意見がありましたが、他会派からは意見はなく、全会一致となりました。その後の議会運営委員会での決定を経て、一問一答方式の試行を行う中で、平成23年3月に発行した議会改革小委員会の「検討結果報告書」に小委員会に提案した文言と同様に「初回一括の2回目以降一問一答方式の場合及び一問一答（大項目ごとに一問一答方式）の場合、質問を終了した項目については、再度の質問はできない」と、記載されたものでございます。

今後においては、各議員さんの間で、また各会派間で解釈の相違が生じないように運用していくことが必要ではないかと考えられますことから、当時ご提示させていただきました「質問が終わった大項目には戻れない」という趣旨にもとづき、その解釈を明確にするため、提案させていただくものでございます。

また、要望・意見であっても、4回目にとられる発言については、従来どおり会議規則に基づき、議長から注意することとなりますので、この点については、よろしくお願いいたします。

こちらの提案をもとに、各会派で再度ご協議いただければと存じます。

なお、全会一致となりました場合には、申し合わせ事項に記載させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

柳田委員長

ただいまの説明に関し、各会派からご意見を伺います。

■から、お願いします。

■
自民

賛成する。過去の議事録を詳細に見返したが、一問一答方式では質問が終わった大項目には戻れないという考え方で意見が一致しているところであり、導入時に議論されていたことが、ただ今の事務局の説明で明らかになった。これは平成22年2月3日の議会改革小委員会で議論されたことであるが、当時、議員ではなかった方々も、そういった議論が過去にあったということは頭に入れていただきたい。

一般質問の最後に、質問した内容に触れて総括を述べたいならば一問一答方式ではなく、一括質問方式をとれば問題ないと思う。質問の際に迷うことがないよう、明文化しておく必要があると考える。

柳田委員長

■、お願いします。

■
公明

賛成する。開かれた議会、わかりやすい議会ということで一問一答方式を導入した経緯がある。またその導入に際して様々なルールを決めてきた。先程、**■**からも説明があったが議会改革小委員会での議事録は大切である。全会一致でスタートした経緯があるが、世代が変わって守られていないところもあつ

柳田委員長

共産

議事課長

柳田委員長

共産

柳田委員長

新風

柳田委員長

た。スムーズな議会運営をするためにも改めてルールを明文化する必要がある。

、お願いします。

質問させていただきたい。一括方式での質問のほかに一問一答方式を導入したのは議会改革として一問一答が増えるようにということで始めたのか。

一括質問の場合、最後に意見を述べたり、全体のまとめをしたりする議員がいるが、一問一答の場合、最後の意見が言えないということの整合性はいかがか。

またこれを徹底することで一問一答が減ると考えるが、最初に一問一答方式を導入したときの理屈から考えるとどうなのか。

まず、1点目についてですが、一問一答方式を導入したのは、議会改革小委員会の中で提案があり、わかりやすい質疑、答弁ということで導入したものでございます。

2点目の一問一答方式の場合、最後に意見が言えないことの整合性についてですが、一括質問方式の場合は1回目の質問、2回目の質問ともに最初から最後まで全てを通して行なわれます。よって、最終的な発言についても最初から最後までに対する発言が許されていると考えております。また一問一答方式の場合は大項目ごとにまとめて発言することになりますので、要望等があれば大項目ごとの最後に発言すべきと考えております。

また3点目のルールを導入することにより一問一答が減るのではないかとというご指摘がありました。そのようなことは考えておりません。ルールを明文化することにより、さらに質問しやすい状態になると考えます。

持ち帰り検討する。

、お願いします。

各会派からの発言の中で、ルールが守られていないとあったが、一問一答方式において大項目を戻ってはいけないというのは、ルール上、再度質問してはいけないということであって意見を述べることにしては現状では一切触れられていない。またそこでどのような問題があるか考えてみても、問題はないと考える。もちろん会派に持ち帰って検討するが、一括質問の場合はまとめて意見を述べる事が出来るのに、一問一答の場合はできないという理屈がなぜ出てくるのか、全く理解できない。一委員としての個人的な意見を述べたが会派に持ち帰り検討させていただく。

それでは、今回提出されました案件については、各会派、持ち帰り検討していただき、本日、持ち帰り検討となりました項目に加えて、次回協議して参りたい

と存じますので、よろしくお願いいたします。また、次回の改選まで当委員会の開催可能な回数も限られておりますので、次回も今まで協議してこなかった項目をテーブルに載せて参りたいと存じます。つきましては、次回の検討項目に大きな3「委員会について」の(2)「委員会における質疑は、答弁を聴いて賛否の判断材料とする観点から行うこととし、会議の効率的な運用と他の委員の質問の機会均等に配慮する。」から(8)「各委員会での行政視察の視察内容の改善(1日2項目以上の視察内容を確保する、視察報告書を全員が書く)」まで、及び大きな4の(2)「議会基本条例の制定」の8項目を、加えて参りたいと存じますが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

また、大きな2の(7)「一般質問における発言通告書の提出期限を質問日(初日)の4日前とすること」については、平成29年度に試行という形で実施して参りましたが、平成30年度以降についても継続して実施していくことでいかがでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

各党派のご意見を拝聴して参りましたが、今回意見の一致を見ました大きな1の(2)「費用弁償の廃止」及び大きな2の(7)「一般質問における発言通告書の提出期限を質問日(初日)の4日前とすること」の本実施については、次回の議会運営委員会に報告し、了承を得た上で対応して参りますので、よろしくお願いいたします。

続いて、事務局からホームページの変更について報告がありますので、よろしくお願いいたします。

議事課長

今回の変更点は、本市が他市の議会から受け入れる行政視察に関する情報を掲載するページを作成するものでございます。

本年4月1日からの中核市への移行や、川口市立高等学校の開校などにより、本市への行政視察の増加が予想されることを契機として、本市の先進的、特徴的な取組みに関して、他の議会からの視察の受入れ状況を市民に知ってもらうとともに、他の議会の事務局にも行政視察の申し込みについてわかりやすく案内できるようにするものでございます。

それでは配付資料の1ページをご覧ください。

現在の本市議会のトップページでございますが、左下の赤枠の部分に「行政視察の受入・申込」のボタンを設ける予定でございます。こちらをクリックしますと、2ページにございますように、視察受入れ状況のページが展開いたします。

3ページをご覧ください。

柳田委員長

2ページ目の下に続いて表示される内容でございます。

こちらは、他市の議会事務局職員が、本市に行政視察を申し込む際に、その手続をわかりやすく掲載したものでございます。

3ページ中段にございます、「視察申込書」のエクセルファイル、又はPDFファイルをクリックいたしますと、4ページにございます「行政視察申込書」のひな形をダウンロードすることができます。

なお、変更の時期は、平成30年の3月定例会までに整えて、公開いたしたいと存じます。

以上でございます。

それでは、ただいまの報告のとおり、よろしくお願いたします。

最後に、次回の日程につきましては、平成30年5月11日（金）、午前10時から第一委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

以上で、本日予定いたしました協議事項は、終了いたしました。これもちまして、第12回「議会改革推進委員会」を閉会いたします。本日は、たいへんご苦勞さまでした。

閉 会 午前11時20分